

# 養老線地域公共交通再生協議会設立会議次第

と き 平成28年7月6日（水）10:00～11:15

ところ 大垣市スイトピアセンター

2階 スイトピアホール

## 1 開 会

## 2 あいさつ

## 3 委員の紹介

## 4 報告等

- (1) 地域公共交通に関する会議の概要について ..... 別添資料
- (2) 養老線の概要について ..... P. 1 資料No. 1
- (3) 養老線の事業形態変更等の概要について ..... P. 5 資料No. 2

## 5 議 題

- (1) 規約について ..... P. 9 資料No. 3
- (2) 役員を選出について
- (3) 事業計画について ..... P. 15 資料No. 4
- (4) 収支予算について ..... P. 19 資料No. 5

## 6 その他

## 7 閉 会

## 養老線地域公共交通再生協議会委員等名簿

No.	法律区分	役職、就任依頼機関等	氏名	備考
1	地域公共交通 網形成計画を 作成しようと する地方公共 団体	大垣市長	小川 敏	
2		桑名市長	伊藤 徳 宇	
3		海津市長	松 永 清 彦	
4		養老町長	大 橋 孝	
5		神戸町長	谷 村 成 基	
6		揖斐川町長	宗 宮 孝 生	
7		池田町長	岡 崎 和 夫	
8	公共交通事業 者等（地域公 共交通網形成 計画に定めよ うとする事業 を実施すると 見込まれる 者）	近畿日本鉄道㈱取締役社長（執行役員 鉄道本部企画統括部副統括部長）	和田林 道 宜 （安東隆昭）	代 理 出 席
9		養老鉄道㈱代表取締役社長	都 司 尚	
10		名阪近鉄バス㈱取締役社長 （常務取締役）	西 村 昌 之 （吉田 訓）	代 理 出 席
11		三重交通㈱代表取締役社長 （専務取締役）	雲 井 敬 （竹谷賢一）	代 理 出 席
12		スイトトラベル㈱取締役社長	高 木 二 美	
13		岐阜県タクシー協会西濃支部長	市 村 隆 憲	
14		三重県タクシー協会北勢支部長	大 西 史 人	
15	新法人 ※新法人設立後から参加			
16	道路管理者	岐阜国道事務所大垣維持出張所長	可 児 誠	
17		三重河川国道事務所四日市国道維持 出張所長	三 井 盛 夫	
18		岐阜県大垣土木事務所長	冠 者 信 男	
19		三重県桑名建設事務所長	真 弓 明 光	
20	公安委員会	岐阜県警察海津警察署長 （交通課長）	長 尾 文 則 （太田広士）	代 理 出 席
21		岐阜県警察養老警察署長 （交通課長）	西 谷 好 信 （今尾和浩）	代 理 出 席
22		岐阜県警察大垣警察署長 （交通第一課長）	宗 宮 英 雄 （谷口 淳）	代 理 出 席
23		岐阜県警察揖斐警察署長 （交通係長）	内 藤 典 夫 （荻谷真一）	代 理 出 席

No.	法律区分	役職、就任依頼機関等	氏名	備考
24		三重県警察桑名警察署長 (交通官)	松本昌章 (植松重光)	代理出席
25	地域公共交通 の利用者	大垣市連合自治会連絡協議会会長	名和哲彦	
26		岐阜県立大垣南高等学校校長	大橋則雄	
27		三重県立桑名北高等学校校長	辻康之	
28	学識経験者	岐阜経済大学副学長	竹内治彦	
29		名城大学工学部社会基盤デザイン 工学科教授	松本幸正	欠席
30	その他会長が 必要と認める 者	大垣商工会議所会頭 (常務理事 事務局長)	堤俊彦 (菱田耕吉)	代理出席
31		西濃ブロック商工会協議会会長 (事務局長)	斉藤滋信 (田中宏和)	代理出席
32		桑名商工会議所会頭	横井敬之	
33		国土交通省中部運輸局岐阜運輸支局 首席運輸専門官	日比野和仁	
34		国土交通省中部運輸局三重運輸支局 首席運輸専門官	小出和仁	
35		岐阜県都市建築部都市公園整備局長	足達正明	
36		三重県地域連携部副部長	辻日出夫	
37		オブザーバー	国土交通省中部運輸局鉄道部計画課 長(計画課 専門官)	加藤弘彦 (宮川高彰)

(任期：平成28年7月6日～平成30年3月31日)

※ ( ) 内は、代理出席者の役職及び氏名

# 養老線地域公共交通再生協議会設立会議席次表

と き 平成28年7月6日(水) 10:00~

と ころ 大垣市スイトピアセンター

司会・事務局

出入口

吉田訓	常務取締役	名阪近鉄バス 代表取締役社長	都司尚	養老鉄道 代表取締役社長	安東隆昭	近畿日本鉄道 執行役員鉄道本部 企画統括部副統括部長	議長席	小川敏	大垣市長	伊藤徳宇	桑名市長	松永清彦	海津市長
-----	-------	----------------	-----	--------------	------	----------------------------	-----	-----	------	------	------	------	------

三重交通 専務取締役 竹谷 賢一	スイトトラベル 代表取締役社長 高木 二美	岐阜県タクシー協会 西濃支部長 市村 隆憲	三重県タクシー協会 北勢支部長 大西 史人	岐阜国道事務所 大垣維持出張所長 可児 誠	三重河川国道事務所 四日市国道維持出張所長 三井 盛夫	岐阜県大垣土木事務所 所長 冠者 信雄	三重県桑名建設事務所 所長 真弓 明光	海津警察署 交通課長 太田 広士	養老警察署 交通課長 今尾 和浩	養老町長 大橋 孝	神戸町長 谷村 成基	揖斐川町長 宗宮 孝生	池田町長 岡崎 和夫	岐阜経済大学 副学長 竹内 治彦	中部運輸局鉄道部 計画課 専門官 宮川 高彰	岐阜県都市建築部 都市公園整備局長 足達 正明	三重県地域連携部 副部長 辻 日出夫	中部運輸局岐阜運輸支局 首席運輸専門官 日比野 和仁	中部運輸局三重運輸支局 首席運輸専門官 小出 和仁
---------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------------	------------------------	------------------------	---------------------	---------------------	--------------	---------------	----------------	---------------	---------------------	---------------------------	----------------------------	-----------------------	-------------------------------	------------------------------

谷口淳	大垣警察署 交通第一課長	荻谷真一	揖斐警察署 交通係長	植松重光	桑名警察署 交通官	名和哲彦	連絡協議会 会長	大垣市連合自治会	大橋則雄	校長 大垣南高等学校	辻康之	校長 桑名北高等学校	菱田耕吉	常務理事 事務局長	大垣商工会議所 事務局長	田中宏和	桑名商工会議所 会頭	横井敬之	西濃プロダクツ協会 協議会
-----	--------------	------	------------	------	-----------	------	----------	----------	------	------------	-----	------------	------	-----------	--------------	------	------------	------	---------------

出入口

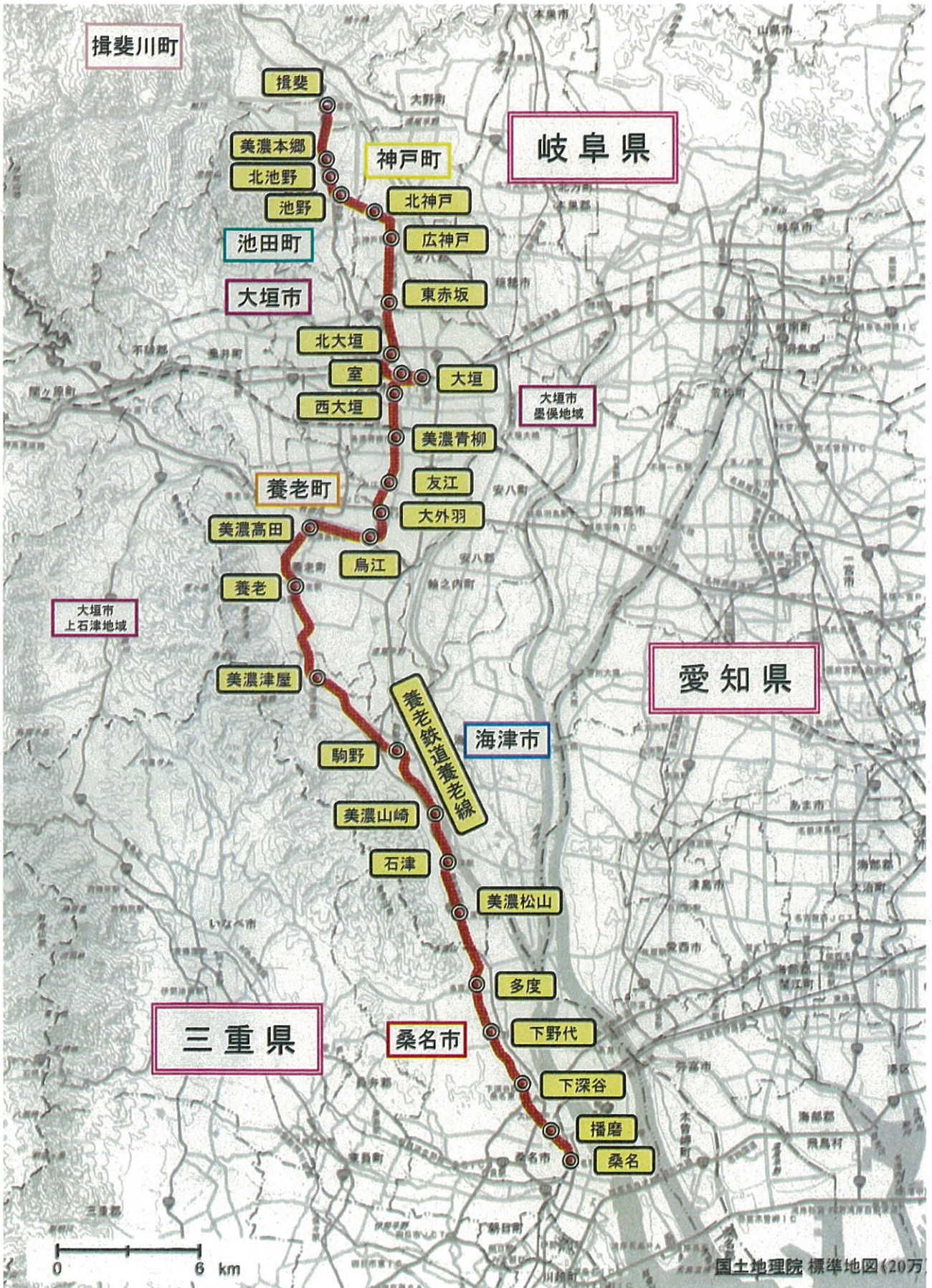
記者席、傍聴席

## 養老線の概要

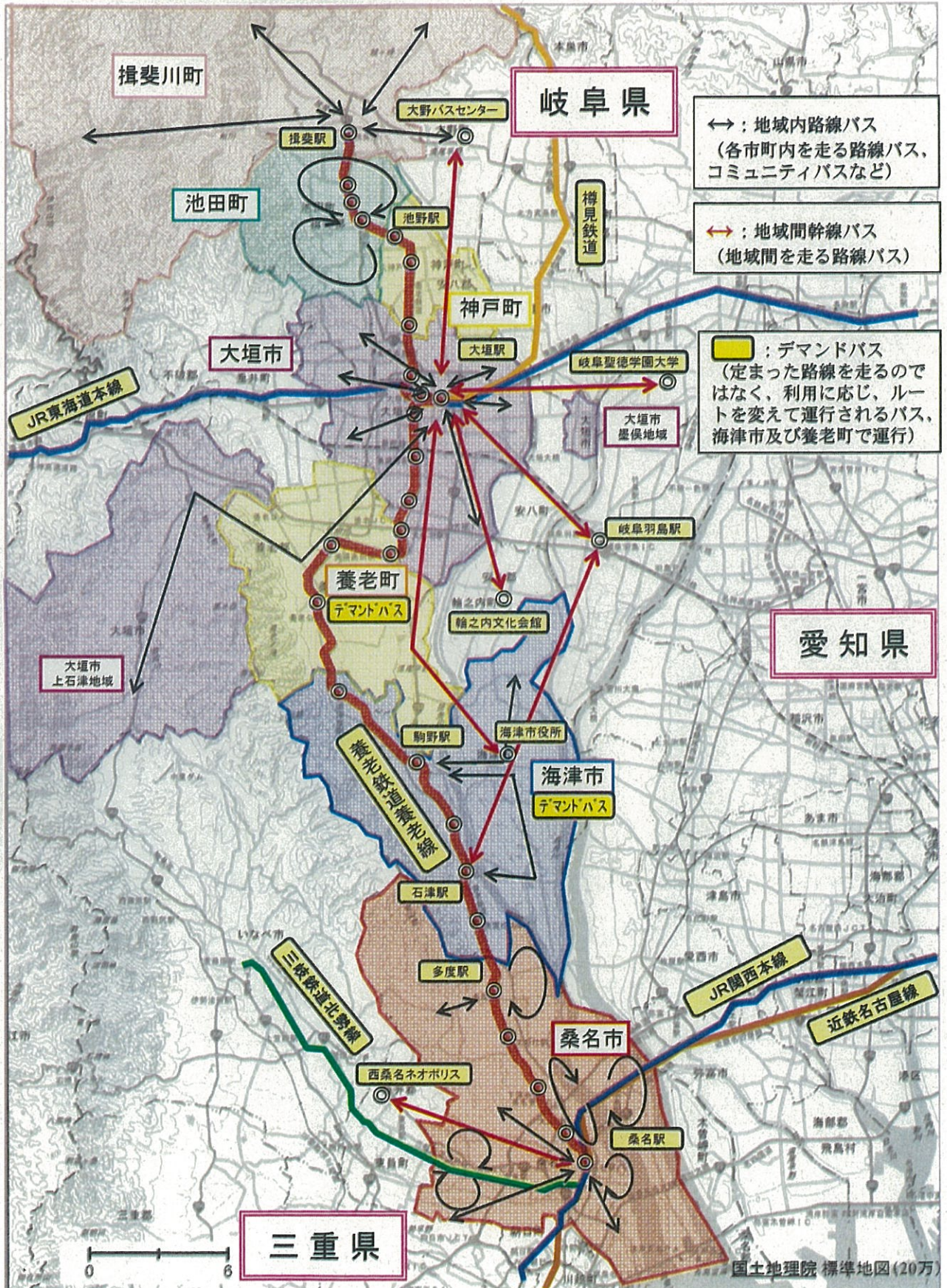
平成28年7月1日現在

1 区 間	桑名駅 ~ 揖斐駅					
2 営業キロ	57.5 km (単線)					
3 駅 数	27駅 無人駅：19駅 有人駅：8駅 (桑名, 下深谷, 多度, 駒野, 養老, 西大垣, 大垣, 揖斐)					
4 車両数	31両 (2両編成×5本、3両編成×7本)					
5 運転速度	最高速度 65km/h 平均速度 43.7km/h					
6 運転方法	ワンマン運転					
7 列車運転間隔	時間帯	桑名 ~ 大垣		大垣 ~ 揖斐		
	朝ラッシュ時	30分		20分		
	昼間時	40分		40~50分		
	夕ラッシュ時	40分		20分		
	夜間時	40分		20~60分		
8 沿線自治体	三重県：桑名市 岐阜県：海津市、養老町、大垣市、神戸町、池田町、揖斐川町					
9 輸送人員 (単位：千人)	区分	25年度	26年度	27年度	増減	
	定期外	1,313	1,280	1,296	16	
	通学定期	3,051	2,928	2,977	49	
	通勤定期	1,786	1,707	1,736	29	
	合計	6,150	5,915	6,009	94	
10 決算状況 (単位：百万円)	(A) 営業収入	997	955	977	22	
	(B) 営業費用	1,957	1,988	1,901	△ 87	
	(C) 営業損益 (A-B)	△ 960	△1,033	△ 924	109	
	(D) 営業外損益	5	2	2	0	
	(E) 経常損益 (C+D)	△ 955	△1,031	△ 922	109	
	(F) 特別損益	特別利益	955	1,067	988	△ 79
		特別損失	0	35	65	30
		(G) 税引前損益 (E+F)	0	1	1	0
	(H) 法人税等	1	2	1	△ 1	
	(I) 当期損益 (G-H)	△ 1	△ 1	0	1	
11 沿線市町支援額 (単位：百万円)	300	308	349	41		

# 養老線路線図



# 養老線沿線の二次交通の状況



## 養老鉄道の沿革

年月日	経緯
大正 2. 7. 31	初代養老鉄道により、養老～池野間営業開始
8. 4. 27	桑名～養老間、池野～揖斐間営業開始（全線開業）
11. 6. 13	揖斐川電気株式会社（現イビデン株式会社）と合併
12. 5. 13	全線電化
昭和 3. 4. 6	揖斐川電気株式会社から分離し、養老電気鉄道株式会社に譲渡
4. 10. 1	伊勢電気鉄道株式会社が養老電気鉄道株式会社を合併
11. 5. 20	伊勢電気鉄道株式会社から分離し、養老電鉄株式会社に譲渡
15. 8. 1	参宮急行電鉄株式会社が養老電鉄株式会社を合併
16. 3. 15	大阪電気軌道株式会社が参宮急行電鉄株式会社を合併 関西急行鉄道株式会社に改称
19. 6. 1	関西急行鉄道株式会社が南海鉄道株式会社と合併し、近畿日本鉄道株式会社設立
46. 12. 28	自動閉そく方式及びATS使用開始
平成 6. 9. 15	ワンマン運転開始
8. 8. 1	貨物営業廃止
10. 7. 25	サイクルトレイン開始
16. 8. 2	「近鉄養老線に関する説明会」を開催。近鉄より中部運輸局、岐阜県・三重県、沿線市町に、養老線の現況等を説明
16. 8. 23	「第1回養老線対策勉強会」を開催（中部運輸局、2県、8市町(当時)、近鉄）
17. 3. 24	「第1回近鉄養老線対策研究会」を開催（2県、7市町）
17. 12. 27	「近鉄養老線に関する研究会」が発足（7市町）
19. 2. 14	養老鉄道株式会社設立 近畿日本鉄道株式会社が第一種鉄道事業の廃止を届出
19. 5. 9	養老鉄道株式会社が第二種鉄道事業許可申請書を提出 近畿日本鉄道株式会社が第一種鉄道事業廃止繰上届出書、第三種鉄道事業許可申請書を提出
19. 5. 31	「養老鉄道活性化協議会」が発足（7市町）
19. 6. 27	養老鉄道株式会社が第二種鉄道事業許可を受ける 近畿日本鉄道株式会社が第三種鉄道事業許可を受ける
19. 10. 1	養老鉄道株式会社が第二種鉄道事業者として、養老線の運営を開始 （近畿日本鉄道は第三種鉄道事業者として施設・車両を引き続き保有）
20. 4. 1	1箇年通学定期乗車券通用開始
21. 2. 1	レンタサイクル開始
21. 3. 12	薬膳列車運行開始
21. 7. 10	養老鉄道マイレール連絡協議会設立
24. 3. 24	運転体験開始

出典：岐阜ローカル鉄道の概要（岐阜ローカル鉄道連絡会議）



## 養老鉄道養老線の事業形態変更等の概要について

### 1 趣 旨

養老線については、平成29年中を目途に新たな事業形態に移行し、存続させることについて、沿線市町等の関係者において平成28年3月1日に合意しました。

今後は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会（再生協議会）を設立するとともに、地域公共交通網形成計画の策定等の合意に基づいた所要の手続を進める他、第三種鉄道事業者となる新法人の設立、沿線市町や関係機関が連携した利用促進等の必要な事業に関係者が連携して取り組んでいきます。

### 2 これまでの経緯等

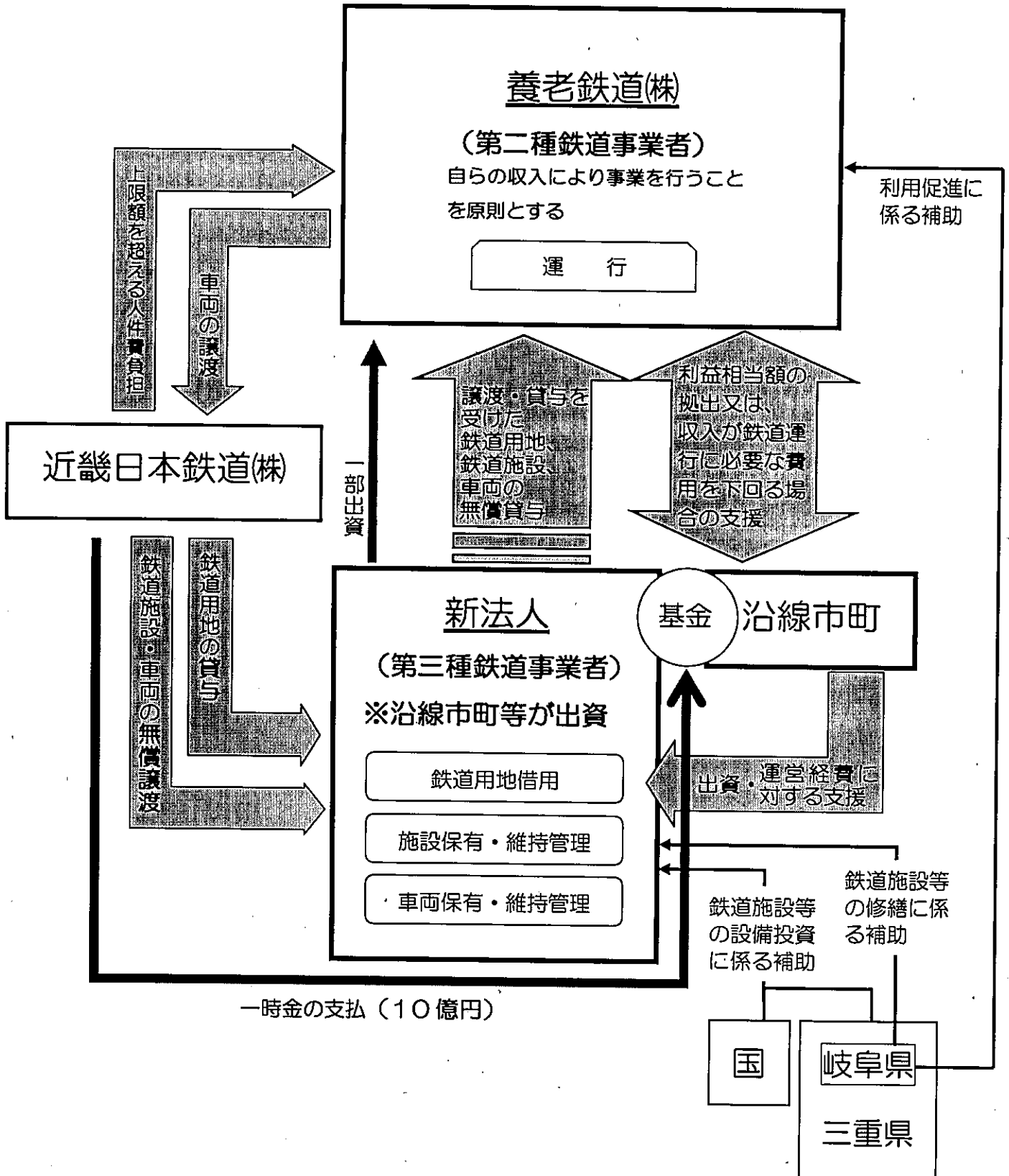
とき	主な内容等
平成19年 5月	沿線市町が連携し、「養老鉄道活性化協議会」を設立
平成19年10月～	上下分離方式による形態での事業開始 第二種鉄道事業者：養老鉄道㈱（運行） 第三種鉄道事業者：近畿日本鉄道㈱（施設保有・維持管理、車両保有・維持管理）
平成26年 3月～	「養老鉄道養老線のあり方に関する勉強会」を発足し、鉄道存続についてや、バス代替案等について検討
平成28年 3月 1日	「養老鉄道養老線に係る事業形態変更に関する基本合意」に合意（概要） ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく鉄道事業再構築実施計画の認定を受けて新たな事業形態に移行 ・養老鉄道養老線を存続 ・平成29年中を目途に新法人が第三種鉄道事業者となり、養老鉄道㈱が引き続き第二種鉄道事業者として運行を担う体制に移行
平成28年 5月 6日	「養老線の事業形態変更に関する確認書」を交換（概要） ・「養老鉄道養老線に係る事業形態変更に関する基本合意」を踏まえた基本的な方針を定めた事項 ・新法人は、近畿日本鉄道㈱から無償で借り受けた鉄道用地並びに無償で譲り受けた鉄道施設及び鉄道車両等を、養老鉄道㈱に無償で貸与 ・近畿日本鉄道㈱は、養老鉄道経営安定化基金（仮称）に10億円を拠出

とき	主な内容等
平成28年 5月23日	<p>「養老線の事業形態変更に関する沿線市町の負担割合に関する合意確認書」に合意</p> <p>(概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新法人の設立に係る出資金及び運営に係る経費に対する支援並びに養老鉄道㈱への支援に関し、沿線市町の間での負担割合は均等</li> <li>・新法人の運営に係る経費に対する支援の範囲については、改めて沿線市町で別途協議</li> </ul>
平成29年中	<p>新しい事業形態での事業開始</p> <p>第二種鉄道事業者：養老鉄道㈱ (運行)</p> <p>第三種鉄道事業者：<u>新法人</u> (施設保有・維持管理、車両保有・維持管理) (沿線市町等が出資・設立)</p>

### 3 事業形態変更の内容

区分	運営形態	現在の事業形態	移行後の事業形態
第一種 鉄道事業	自社が保有する 鉄道で旅客または 貨物を運ぶ事業		
第二種 鉄道事業	他人が所有する 線路を使って旅客 または貨物を運ぶ 事業	<b>養老鉄道(株)</b> ※鉄道車両を保有 ※鉄道車両の整備を国・ 県・沿線市町が支援  ※近畿日本鉄道(株)の保有する 鉄道施設、鉄道用地を 有償で借り受ける	<b>養老鉄道(株)</b> ※鉄道施設、鉄道車両等を 保有せず、鉄道の運行業務 に特化することにより、 収支改善を図る ※新法人から鉄道施設、 鉄道車両、鉄道用地を無償 で借り受ける
第三種 鉄道事業	鉄道線路を第一種 鉄道事業を営業者 に譲渡する目的を もって敷設する事業  鉄道線路を第二種 鉄道事業を営業者 に専ら使用させる 事業	<b>近畿日本鉄道(株)</b>  ※移行の際には、養老 鉄道(株)から鉄道車両 の返還を受け、新法人 に無償譲渡する  ※鉄道施設の整備につ いては、全額自費で対 応している	<b>新法人</b> ※沿線市町等が出資・ 設立  ※近畿日本鉄道(株)の 保有する鉄道施設、 鉄道車両等を無償で 譲り受ける ※近畿日本鉄道(株)の 保有する鉄道用地を 無償で借り受ける ※鉄道施設、鉄道車 両等、鉄道用地を養 老鉄道(株)に無償で 貸与する  ※鉄道施設、鉄道車 両の整備を行う(国・ 県・沿線市町が支援) ※新法人が、鉄道施 設を保有することで、 鉄道施設の整備に係 る国庫補助が新たに 受けられる

# 養老線の新たな事業形態へ移行後のスキーム図



## 養老線地域公共交通再生協議会規約（案）

### （目的）

第1条 養老線地域公共交通再生協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うため設置する。

### （事業）

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 形成計画の策定、変更及び評価に関する協議
- (2) 形成計画の実施に係る連絡調整
- (3) 形成計画に位置付けられた事業の実施
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するため必要と認める事項

### （組織）

第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

2 協議会は、前項に定めるもののほか、交通政策における法令等について専門的な知識を有する者等にオブザーバーとして参画を求めることができる。

### （委員の任期）

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 設立当初の委員の任期は、前項の規定にかかわらず、設立の日から平成30年3月31日までとする。

### （役員の数及び選任）

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 役員は、協議会において選出する。

3 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

- 4 設立当初の役員の任期は、前項の規定にかかわらず、設立の日から平成30年3月31日までとする。

(役員職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の会計を監査する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長が行う。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、あらかじめ委任状（別記様式）の提出により、代理者に権限の委任がある場合は、代理者を出席委員とみなす。
- 4 会議の議決方法は、出席した委員の全会一致を原則とする。ただし、意見が分かれる等会長がやむを得ないと認めるときは、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。
- 6 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 7 前6項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(書面決議)

第8条 会長は、緊急その他やむを得ない事情により会議を開催できないと認めるときは、書面審議により、議事を決することができる。

- 2 前条第4項の規定は、前項の規定について準用する。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員は、その協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会・部会等)

第10条 協議会には、必要に応じ幹事会、部会等を置くことができる。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

- 第14条 委員等は会議に出席したときは報酬及び費用の弁償を受けることができる。
- 2 前項に規定する報酬及び費用の弁償の額及び支給方法は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であったものがこれを決算する。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成28年 月 日から施行する。

別表（第3条関係）

条項	委員
法第6条第2項第1号	大垣市 桑名市 海津市 養老町 神戸町 揖斐川町 池田町
法第6条第2項第2号	公共交通事業者 道路管理者 地域公共交通網形成計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
法第6条第2項第3号	公安委員会 地域公共交通の利用者 学識経験者 その他会長が必要と認める者
オブザーバー	国土交通省中部運輸局



別記様式（第7条関係）

年 月 日

養老線地域公共交通再生協議会議長 様

所在地

団体名

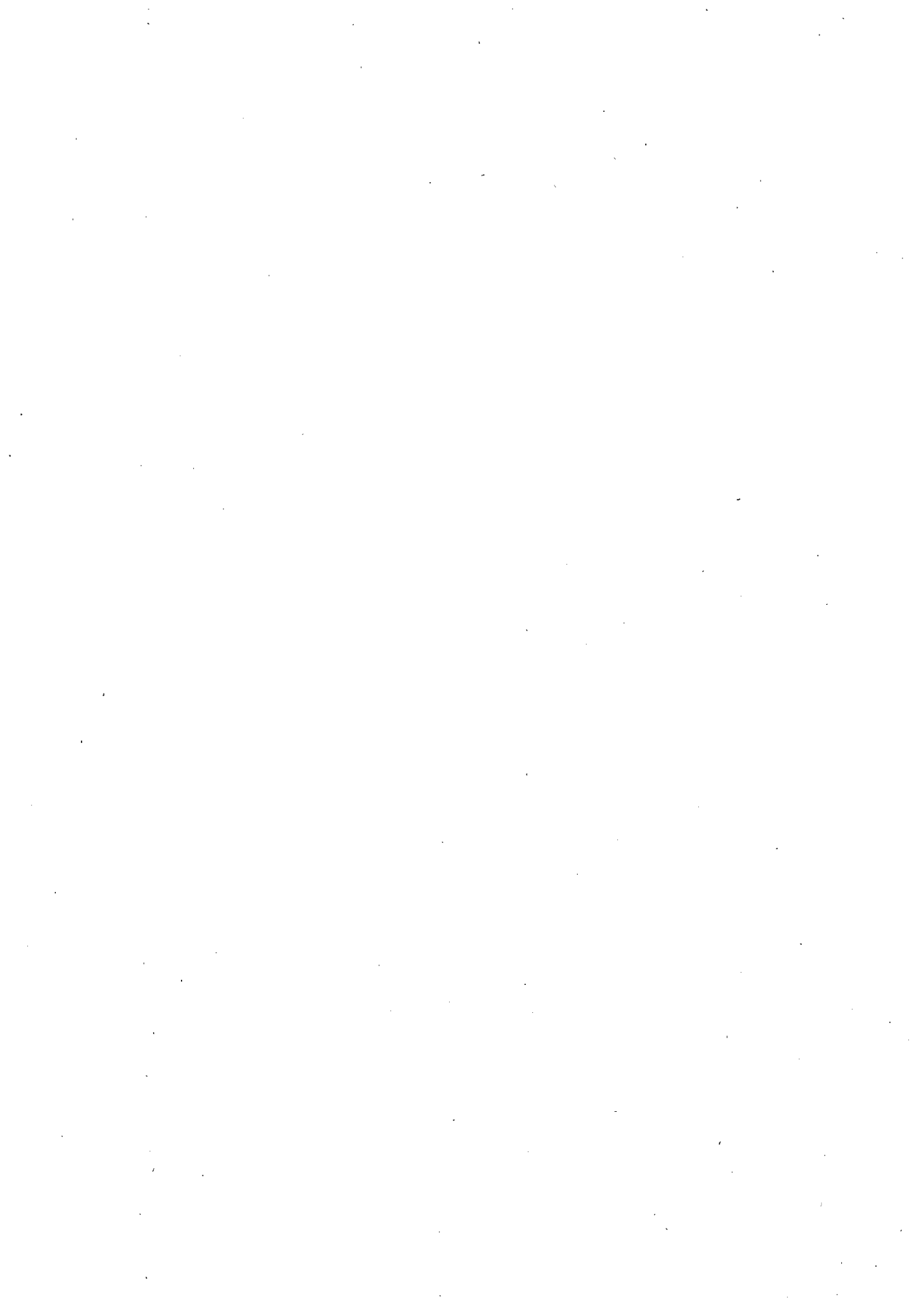
委員氏名

印

委 任 状

年 月 日に開催する養老線地域公共交通再生協議会における議事の審議については、審議に係る私の権限の全てを次の者に委任します。

- 1 委任される者の氏名
- 2 委任される者の所属・役職



# 平成28年度養老線地域公共交通再生協議会事業計画（案）

## 1 目 的

大垣市、桑名市、海津市、養老町、神戸町、揖斐川町及び池田町（以下「沿線市町」という。）は、養老鉄道養老線を存続させることとし、近畿日本鉄道(株)及び養老鉄道(株)とともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく鉄道事業再構築実施計画の認定を受けて平成29年度中を目途として新たな事業形態に移行させることについて、平成28年3月1日に合意しました。

そのため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会を設立し合意に基づいた所要の手続を進めるとともに、養老線が地域住民に必要な公共交通機関として安定した運営ができるよう、沿線市町や関係機関等と連携し、必要な事業を実施します。

## 2 事業期間 設立の日～平成29年3月31日

## 3 事業内容

### (1) 協議会の運営 ※新たな事業形態に移行後も継続して設置

- ① 協議会 3回程度開催
- ② 幹事会 必要に応じて開催
- ③ 部会等 必要に応じて開催（鉄道部会、二次交通部会）

### (2) 主な事業内容

#### ① 地域公共交通網形成計画の策定及び変更に関する協議

##### 1) 地域公共交通網形成計画（素案）の策定について

- 養老線と養老線に結節する2次交通を含む沿線市町及び養老線交通圏の公共交通の現状と課題の分析
  - ・沿線市町の現況及び公共交通の現状の把握
  - ・養老線の沿線地域の現況及び養老線の現状の把握
  - ・沿線市町の主要計画等の最新情報に基づき情報収集し課題を整理
- 養老線沿線の公共交通に関するニーズの把握
  - ・沿線市町提供資料や、アンケート調査に基づく、養老線の沿線地域の公共交通に対するニーズの把握
  - ・養老線の利用促進を目的とする利用者をはじめ、沿線住民、事業所、学校等を対象とした調査

- 養老線を持続可能な公共交通機関として維持するためのアクションプランの検討
  - ・現状、課題、ニーズ及び沿線市町の主要計画等における施策メニューを踏まえたアクションプランの作成

2) 鉄道事業再構築実施計画（素案）の策定について

- 沿線市町、養老鉄道㈱及び新法人の策定業務に協力

② 地域公共交通網形成計画の策定に係る連絡調整

- 1) 沿線市町との連絡調整
- 2) 養老鉄道活性化協議会との連絡調整
- 3) 第三種鉄道事業者となるための新法人との連絡調整 ※新法人設立後～
- 4) その他の関係機関、関係団体等との連絡調整

③ 地域公共交通網形成計画に係る事業の実施

- 1) 利用促進、普及啓発
- 2) 情報発信（ホームページ、協議結果等についての情報公開、パブコメ 等）
- 3) 各種イベント等でのPR（PRブース設置 等）
- 4) 企業等の協賛、協力を得た利用促進
- 5) その他必要な事業

④ その他の協議会の目的を達成するため必要と認める事項

1) 第三種鉄道事業者となるための新法人の設立準備等について

- 新法人の形態等の検討
  - ・事業形態
  - ・出資規模
  - ・組織体制検討
  - ・その他の新法人の形態に関する事項
- 新法人の設立の準備等
  - ・定款、諸規定等の作成
  - ・法人設立に係る必要書類の作成及び諸手続
  - ・法人運営に必要なシステム構築（財務、資産管理等 ※ソフト面）
  - ・その他の法人設立に必要な業務
  - ・事業計画、収支予算の作成

## 養老線地域公共交通再生協議会の運営方法について（案）

<b>養老線地域公共交通再生協議会</b>
（沿線市町首長等で構成）
(1) 形成計画の策定及び変更に関する協議 (2) 形成計画の策定に係る連絡調整に関する協議 (3) 形成計画に係る事業の実施に関する協議 (4) その他の協議会の目的を達成するため必要と認める事項に関する協議

<b>養老線地域公共交通再生協議会 幹事会</b>
（沿線市町事務担当部長級職員等で構成）
(1) 再生協議会の運営に関する協議 (2) 再生協議会へ提出する資料に関する協議 (3) 部会の協議内容の結果報告に関する協議 (4) 部会の結果報告の協議に基づいた形成計画の取りまとめに関する協議 (5) 新法人に関する協議 (6) 他の事例等の調査研究に関する協議 (7) その他必要な事項に関する協議

<b>養老線地域公共交通再生協議会 部会</b>	
（沿線市町事務担当課長級職員等で構成）	
<b>鉄道部会</b>	<b>二次交通部会</b>
養老線や養老線沿線市町の現状からの課題整理及び鉄道利用促進策等に関する協議	養老線の二次交通の現状からの課題整理及び鉄道と二次交通との結節に関わる利便性の向上に関する協議
(1) 養老線の位置、地勢、沿革 (2) 養老線沿線市町の地域状況 (3) 養老線交通圏の状況（駅周辺施設、観光・交流施設等） (4) 養老線の状況（養老線の状況と機能、養老線の利用状況等）	(1) 養老線からの二次交通の位置 (2) 養老線交通圏の状況（二次交通の状況、主要道路網の状況等） (3) 養老線とバス交通等の状況（各駅のバス等の状況と機能、バス等の乗降者数の状況等）

## 養老線地域公共交通再生協議会等の今後の日程について（案）

とき	内容	備考
平成28年 7月 6日	◆再生協議会設立会議（平成28年度第1回会議） （趣旨、規約、役員、事業計画、収支予算）	
7月～	・地域公共交通網形成計画の策定業務 ・鉄道事業再構築実施計画の策定業務	
7月～11月	・課題整理、アンケート調査 等	
12月頃	◆再生協議会（平成28年度第2回会議） （課題整理、アンケート結果報告、新法人概要）	
平成29年 1月～ 3月	・第三種鉄道事業者となるための新法人の設立	
3月頃	◆再生協議会（平成28年度第3回会議） （中間報告、計画（素案））	
4月～ 5月	・パブリックコメント （地域公共交通網形成計画（素案）について）	
6月頃	◆再生協議会（平成29年度第1回会議） （最終報告、計画（案））	
7月～ 9月	・地域公共交通網形成計画の国へ提出 ・鉄道事業再構築実施計画の国へ認定申請	
9月～12月	・新法人による新しい事業形態での事業開始のための各種準備	
10月～12月	・鉄道事業再構築実施計画の国の認定 （新法人の第三種鉄道事業者としての国の認定）	
平成29年中	・新しい事業形態での事業開始 第二種鉄道事業者 養老鉄道(株) 第三種鉄道事業者 新法人	

※必要に応じて、幹事会、部会を開催します。

※新しい事業形態での事業開始後も、再生協議会は、継続して開催します。

## 平成28年度養老線地域公共交通再生協議会収支予算（案）

## 1 歳入予算

(単位：千円)

款	項	目	予算額	備考
1 負担金	1 負担金	1 負担金	28,000	4,000千円×7市町
2 補助金	1 補助金	1 補助金	—	
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	—	
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入	100	預金利子ほか
合計			28,100	

## 2 歳出予算

(単位：千円)

款	項	目	予算額	備考	
1 運営費	1 運営費	1 運営費	800	(1) 謝礼（特別講師謝礼 等）	100
				(2) 委員報酬	240
				(3) 費用弁償（委員旅費）	50
				(4) 消耗品費（会議用消耗品等）	80
				(5) 食糧費（会議用飲み物等）	30
				(6) 使用料（会場、駐車場等）	200
				(7) 委託料（看板、会場設営等）	100
	2 事務費	1 事務費	300	(1) 旅 費（事務局員旅費）	100
				(2) 消耗品費（事務局消耗品等）	50
				(3) 役務費（手数料、郵送料等）	20
				(4) 使用料（駐車場等）	30
				(5) 備品購入（書棚、書籍、印鑑等）	100
	2 事業費	1 事業費	27,000	(1) 情報発信（ホームページ等）	500
				(2) 事業費（イベントPR等）	500
① イベントPR（出展料、設営費等）					
(3) 委託料（事務事業委託）				26,000	
合計			28,100	① 地域公共交通網形成計画(素案)策定 ② 新法人の概要検討、設立準備 ③ 再生協議会の運営補助 等	